

4月からはお住まいの地区により搬入日が異なります！

「ごみの自己搬入日」変更のお知らせ

これまで、毎月第4土曜日に実施してきたエコパークたつおかへの「ごみの自己搬入日」については、搬入時の待ち時間解消のため表のとおり日程を変更します。

4月からはお住まいの地区により搬入ができる日が異なりますので、各ご家庭に配布された「ごみ・資源物収集日程表」をご確認の上、該当する週の土曜日に搬入をお願いします。

自己搬入の際の注意点

- ・免許証により市民であること及び地区の確認をします。
- ・搬入できるごみは、日常生活により家庭から生じた可燃及び不燃ごみのほか、可燃及び不燃粗大ごみが対象です。
- ・搬入できないものもあります。係員の指示に従い搬入をお願いします。
- ・普通乗用車、軽自動車以外での搬入はできません。

時 間	午前 9:00 ~ 午前 11:00	
曜 日	毎月第3土曜日	毎月第4土曜日
搬入対象地区	一ツ谷、水神、本町、栄、富士見ヶ丘、中央町、若宮、富士見、中島、岩下、上ノ山、穂坂町、藤井町、中田町、岩根地区	穴山町、円野町、清哲町、神山町、上祖母石、下祖母石、旭町、大草町、龍岡町

■問い合わせ 環境課 環境政策担当 (内線 131・132)

若者の就職・起業を応援！ 若者定住就職奨励金の 申請はお済ですか？

葦崎市では、若者の移住・定住を促進するため、就職または起業を目的に本市に転入された45歳未満の方に対して、定住就職奨励金を支給しています。

次の要件に該当する方は、奨励金の申請をお願いします。

■支給対象要件

- ・市外に1年以上居住されていた方
- ・転入日前60日から転入日以後1年以内に、正社員として就職（新卒者を除く）または市内で起業された方
- ・1年間就労された方

■奨励金の額

10万円（1人）

■申請方法

就職または起業日、もしくは転入日の最も遅い日から起算して、1年経過後60日以内に申請してください。

■問い合わせ

商工観光課 商工労政担当
(内線 215・216)

特定の人が公的なサービスを利用し、利益を享受する場合は、応分の対価を費用料や手数料として負担していただき、利益を受けない人との負担の公平性を確保する必要があります。

施設の費用料や各種証明書発行手数料などについて、コストの一部を受益者(利用者)の皆さんに適切にご負担いただくための「受益者負担の適正化方針」を策定するにあたり、その方針案がまとまりましたので、皆さんのご意見を募集します。

パブリックコメント 葦崎市受益者負担の適正化方針(案)

皆さんのご意見をお聞かせください

■閲覧・意見募集期間

4月4日(月)～28日(木)

8時30分～17時15分

※市役所での閲覧及び提出は
土・日曜、祝日を除く

■方針案の公表場所

- ・市ホームページ
- ・市役所1階
情報公開コーナー
- ・市役所3階企画財政課窓口

■意見の取り扱い

いただいたご意見については、方針案の公表場所でもまとめて回答します。

■提出方法

書式は任意ですが、住所・氏名・連絡先をご記入のうえ、郵送(当日消印有効)、FAX、電子メールまたは企画財政課窓口にご持参ください。

■提出先・問い合わせ

企画財政課 財政担当
(内線 353・354)
FAX 228479
kikaku@city.nirasaki.lg.jp

